

2018年8月24日（金）

## 総務委員会報告

### 〈オスプレイの帯広駐屯地十勝飛行場の利用について〉

7月26日の地元紙で日米合同演習の祭、オスプレイの補給基地として十勝飛行場が候補に挙がっているとの報道がなされました。

多くの市民からは、帯広駐屯地十勝飛行場の補給拠点の利用について

- ・オスプレイの事故率の高さ
  - ・十勝飛行場が住宅密集地に位置していること
  - ・着陸時の最大騒音レベル（一定時間内に計測した最大値）は83デシベルであること
- などを理由に、陳情の用意があると伺っており、また反対の要望書も出されています。

市長は道防衛局に対しこれら市民の不安が払拭されない状況では「積極的に受け入れる状況では無い」と回答したが、外交・防衛に関することは国に決定権があり、地方自治体の意見は反映されず、24日十勝飛行場の補給拠点としての利用が決定されました。

十勝飛行場は住宅密集地にあり、商業施設・学校・診療所などが隣接しています。まずは国に対して近隣町内会に対し「住民説明会」などを開催し十分な説明を行うよう、また、市民に対しても離発着などの情報提供をするよう要請することを求めました。

加えて他地域の前例からも、一度利用されると継続的に使用されることが考えられるため、市の認識と今後の対応について尋ねました。



### 帯広市の考え

- ・オスプレイの安全性に関しては、道防衛局から機体の安全性に問題はない、米国側には安全面に最大限配慮するとともに地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めているとの説明は受けた。
- ・一方で、オスプレイは開発段階であり多くの死亡事故の発生や、運用的課題があることは事実として認識している。
- ・地方自治法において「国際社会における国家の存続にかかわる事務」つまり外交・防

衛に関することは国の専管事項であり、市としては関与できるものではない。

- ・しかし、市民の安全を守ることを第一に、国に対して意見や要望などを伝えていく。
- ・今後の利用に関しては要望されておらず、市としても考えていない。

### 〈帯広市職員の障がい者雇用について〉

本年4月に障がい者雇用促進法が改正され

行政機関は2.5%、企業は2.2%の割合で、障がい者の雇用が義務化されました。

現在帯広市には、1万3千人近くの身体、知的、精神のいずれかに障がいのある人が暮らしています。

現状、人口の約7.5%の人に障がいがあり、その傾向は

全国と同じく年々増加しています。

共生社会の観点から、地域において障がい者も働きやすい環境を整えるべきであり、地域企業に障がい者雇用を促す行政機関として法定雇用率の達成が求められます。

しかし中央省庁における障がい者雇用の水増し報告が露呈し、そのような行為は行政に対する不信感につながると考えます。

そこで帯広市の障がい者雇用率の達成状況、障害者手帳などの確認状況について質問しました。



### 帯広市の状況

- ・帯広市では、障害者である職員の把握に当たっては、国の行政機関において報道されているような障害者手帳の交付に至らない職員は対象とせず、障害者手帳を所持する職員のみを対象としている。
- ・平成26年度はすべての部局で法定雇用者数に達していたが、平成27年度は、市長部局で1.5人、平成28年度は教育委員会部局で3.5人、平成29年度は4人、平成30年度は2人が市長部局で達していない状況にある。
- ・近年の法定雇用者数の充足状況、さらには、障害者の雇用機会確保の観点から、毎年度、身体障害者枠の区分を設け、採用試験を実施している。

引き続き、広く公募しながら障害者雇用に努めていく考えである。

### 〈市有地の有効活用について〉

今後の人口減少と公共施設マネジメントの観点から、今後少なからず施設の統廃合が進んでいきます。

予算の状況を見ると義務的経費の拡大や交付税の減少が進むと考えられ、未利用地の整理や貸し付けなどによる有効活用は積極的に推進していくべきであると考えます。

市は昨年度策定した「市有地の有効活用推進要領」に基づき、未利用地の一元的現状把握と、その状況の市民周知を計画し取り組んでいます。

十分に市民周知を進めながら、民間と市の双方にメリットがあるよう取り組んでいただくよう要望しました。



### 帯広市の考え

- ・ 契約管財課で所管している普通財産の直近3カ年の売払いと貸付けの実績は、平成27年度の売払いは2件で不動産売払収入は13,310,000円、貸付けは48件で財産貸付収入は2,942,067円、平成28年度の売払いは3件で不動産売払収入は22,924,800円、貸付けは28件で財産貸付収入は2,829,752円、平成29年度の売払いは4件で不動産売払収入は31,788,800円、貸付けは30件で財産貸付収入は2,645,253円となっている。
- ・ これまでも用途廃止した公共施設の跡地などの未利用地については、他の公用・公共利用を原則としながら、将来的な利用が見込まれない土地については、売払いを進めるとともに、継続して保有する土地について貸付けを行うなど、活用を進めてきている。  
しかしながら、未利用地等の情報の一元化や公表をしていなかったことから、民間需要が把握できず、売却等の機会を逸している可能性があったことなどから、今後は毎年度のルーチン業務として、市ホームページ等で一覧表を公表し、民間における需要を受付けて、処分等の優先度や方法を検討する材料としたい考えである。
- ・ 従前より普通財産としている南商跡地や市立病院跡地のほか、本年第3回定例市議

会で審議された（仮称）柏林台出張所への統合により廃止が見込まれる消防西出張や緑が丘出張所など、将来的に廃止が見込まれる行政財産について対象に含めていくこととなる。